

助成

住宅の耐震改修やブロック塀撤去に掛かる費用を助成

●申し込み・問い合わせ 役場都市計画課 建築係 ☎096(293)4011

申請期間 5月15日(水)～9月30日(月)

※期限内でも予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

戸建木造住宅耐震改修等事業補助金

- 対象建築物 次の①～④全てに該当するもの
 - ①戸建て木造住宅で、現に居住中であるもの
 - ②現在住宅所有者が住んでいるもの
 - ③在来軸組工法、枠組壁工法または伝統的工法(木造)で地上階数3階以下のもの
 - ④平成28年熊本地震で被災したもまたは昭和56年5月31日以前に着工したもの

対象事業・補助金額	補助事業	補助率	補助上限額
	耐震改修設計+耐震改修工事	80%	100万円
	建替え設計+建替え工事	80%	100万円
	耐震改修設計	2/3	20万円
	耐震改修工事	1/2	60万円
	シェルター工事	1/2	20万円

※申請者の費用負担が発生します。
 ※建替えは、ZEH相当の省エネ基準を満たすこと。
 ※補助事業により要件が異なるので詳しくはお問い合わせください。

戸建木造住宅耐震診断士派遣事業

- 対象住宅 戸建て木造住宅 次の①～④全てに該当するもの
 - ①大津町内に所在する戸建木造住宅に居住しているもの
 - ②在来軸組工法で建築された、平屋建てもしくは2階建てのもの
 - ③平成28年熊本地震で被災したもまたは昭和56年5月31日以前に着工したもの
 - ④原則として、建築基準法に係る違反のないもの

- 診断費用 5,500円
※別途、振込手数料が必要です。
- 診断者 指定派遣機関が選定した耐震診断士

ブロック塀撤去補助金

町では地震発生時における人身事故の防止と避難経路の確保を目的に、危険なブロック塀などの撤去に掛かる費用を一部補助します。

- 対象 次の①～④全てに該当するもの
 - ①避難路に面したブロック塀など
 - ②ブロック塀などが面する道路面からの高さが80cm以上のもの
 - ③ブロック塀などの高さが60cm以上のもの
 - ④点検表に不適合があり、安全性が確保できないもの

- 対象者 避難路に面する危険なブロック塀などを所有する者
※所有者以外が申し込む場合は、所有者の同意書が必要
- 補助金額 上限20万円
敷地当たり次のいずれか低い額
・ブロック塀など撤去工事に要する費用の2/3
・撤去するブロック塀などの長さに12,000/mを乗じて得た額
※既に工事が終了しているもの、既に倒れているブロック塀は対象外です。
※申請者の費用負担が発生します。他にも条件があるのでお問い合わせください。

補助

空き家の解体費用を一部補助

●問い合わせ 役場総合政策課 地域づくり推進係 ☎096(293)3118

老 朽危険空家など(※)の解体撤去を行う所有者などに、その費用の一部を補助します。補助を受けるためには事前調査に申し込み、補助対象かどうかの判定を受ける必要があります。詳しくは、お問い合わせください。
 (※)1年以上居住その他の使用がなされていない建築物のなかで、老朽化し、近隣と道路に影響を及ぼす可能性のある住宅か店舗など兼用住宅

- 申請期間 5月13日(月)～6月7日(金)
- 補助金額 上限50万円
- 対象者 ①か②を満たす者
 - ①老朽危険空家などの所有者かその相続人
 - ②老朽危険空家などが所在する敷地の所有者かその相続人
- 補助金申請の流れ
 - ①事前調査(補助対象の有無の判定)
 - ②補助金の交付申請
 - ③補助金の交付決定
 - ④解体工事
 - ⑤工事の審査・現地調査
 - ⑥補助金の確定・支払い



詳しくはこちら▼



給付金

物価高騰重点支援給付金の申請期限は5月31日まで

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

市 町村民税均等割のみ課税の世帯に對する給付金の申請締め切りは5月31日です。まだ申請していない人は早めに申請してください。

- 対象者
 - ①令和5年12月1日時点で大津町に住民票があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割のみが課税されている世帯
 - ②予期せず家計が急変し①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
- 給付額 1世帯当たり10万円
- 給付金の支給手続き
 - ①に該当する世帯
対象となる世帯には、町から「物価高騰対応重点支援給付金支給要件確認書」を送付しています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で提出するかオンラインで申請してください。
 - ②申請書類に収入が分かる書類などを添付して申請してください。詳しくは町ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。



詳しくはこちら▼

検診

歯周病検診を受けましょう

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係(町子育て・健診センター内) ☎096(294)1075

歯 周病や歯肉炎を防ぐために歯の定期検診を受けましょう。町が指定する医療機関で受診すると、自己負担額が1,000円で受診できます。

- 対象者 令和6年度に満20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳になる人
※個別に通知を送付します。
※受診当日に住民票が町にある人が対象です。
- 期限 10月31日(木)
- 自己負担額 1,000円
- 受診に必要なもの
歯周病検診票
※個別通知の中に同封しています。治療などが必要な場合は、保険証が必要となります。
- 内容
口の健康チェック、歯肉(歯ぐき)の検査、ブラッシング相談、結果説明など
- 指定医療機関
個別通知や町のホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。
※歯周病検診を受けると健康ポイント40ポイント貯まります。



詳しくはこちら▼